

名誉会員推薦手続き，推薦要件に関わる申し合わせ事項

2012.6.1 理事会決定
2013.5.24 理事会決定
2017.6.2 理事会決定

組織委員会

【名誉会員の推薦手続き】

1. 各支部長は，名誉会員を推薦するにあたり，所定の用紙（名誉会員推薦書）に必要事項を記入して会長宛に申請する。
2. 会長は，各支部長から提出された名誉会員候補者の適切性に関する審議を組織委員会に委託する。
3. 組織委員会（会長はオブザーバ）は，名誉会員候補者の適切性について審議し，その結果を会長に答申する。
4. 会長は，理事会の議を経て名誉会員を任命する。（会則第 26 条）

※3を受けて，会長が理事会に諮る際に，顧問などに意見を聞くことがある。
名誉会員の満たすべき要件

【推薦要件】

名誉会員は，推薦時に満 65 才以上および連続会員歴 15 年間以上で，下記の要件を 1 つ以上満たすこととする。

- (1)会長・副会長・常任理事を経験した者
- (2)学会誌掲載論文，全国大会報告，国際会議報告の総計が 15 件以上の研究貢献があった者
- (3)学会に対する特筆すべき貢献があった者（例えば，学会誌特集エディタなどを複数回にわたり務めた者，全国大会および国際大会の開催・運営に当たり特筆すべき貢献があった者，長年にわたり支部長として務めた者）

【参考（日本情報経営学会会則）】

第 26 条（名誉会員）

会長は理事会の議を経て名誉会員を任命することができる。

- 2.名誉会員は推薦時に満 65 歳以上で，別に定める要件を満たし，本学会に多大なる貢献をした正会員またはシニア会員（いずれも退会后 5 年以内の者も含める。）とする。
- 3.名誉会員は本学会が主催する大会（国際大会を除く）・研究会の参加費を免除される。
- 4.名誉会員は，大会に参加し，総会にて意見を述べるができる。